

# 藤ヶ谷清掃センター更新事業

入札説明書等に対する質問への回答

平成21年9月3日

別杵速見地域広域市町村圏事務組合

◆入札説明書に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	1	I			募集の趣旨	「なお、平成20年12月3日に公告した入札説明書等(以下、「旧入札説明書等」という。)に関して平成21年1月13日及び同年2月23日に公表した旧入札説明書等に関する質問・回答については、スケジュール等今回の変更箇所に関する質問回答を除き有効として継承するものとする。」とありますが、以下の公表内容についても、同様に有効と理解してよろしいでしょうか。 ・H21.2.23要求水準(設計・建設)の変更 ・H21.2.27建設共同企業体協定(案)の公表 ・入札説明書等に対する第2回質問への回答の訂正	お見込みのとおりです。
2	1	I			募集の趣旨	平成21年1月13日、2月23日公表の質問・回答の他、平成21年1月6日、2月19日、3月3日に公表された旧入札説明書等に関する質問・回答についても有効として継承することによろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	2	II	3	(3)	事業期間	「後期の解体工事は平成25年度までに着工すること。」とありますが解体工事の具体的な竣工納期をご教示下さい。 平成25年度までに着工すれば、竣工は平成26年度以降となってもかまわないと理解してよろしいでしょうか。  また、『後期の解体工事』とされる工事範囲には、解体・撤去工事の他に、その後に施工される場内整備工事(要求水準書では 6. 6 跡地整備工事)も含まれると解釈してよろしいでしょうか？	後期の解体工事とは、熱回収施設とリサイクルセンターのうち、後に解体する施設を指します。範囲は解体着手から跡地利用の整備までとします。竣工は、平成26年度となることを認めます。
4	2	II	3	(3)	事業期間	後期解体工事の着手時期は明記してありますが、完了時期が明確になっておりません。建設工事請負契約における契約工期は実際に必要な期間を設定するという解釈でよろしいですか？ また、後期解体工事完了後でないで着手できない場内整備工事も同様(平成25年度までに着工し実際に必要な後期を設定する。)に考えてよろしいですか？	後期の解体工事とは、熱回収施設とリサイクルセンターのうち、後に解体する施設を指します。範囲は解体着手から跡地利用の整備までとします。竣工は、平成26年度となることを認めます。
5	2	II	3	(3) ①	事業期間	建設工事請負契約における契約工期は、平成22年2月から後期の解体工事の竣工・引渡しまでということによろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
6	2	II	3	(3) ①	事業期間	見学者等の来場者対応は事業者が提案した後期の解体工事の竣工後より実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	運営期間にわたって実施してください。
7	2	II	3	(3) ①	事業期間	後期の解体工事は平成25年度までに着工することとありますが、解体工事の敷地調査、建物調査の着手が着工を意味するとの理解でよろしいでしょうか？	着工の定義は、熱回収施設の場合はダイオキシン類調査も含め、リサイクルセンターの場合は壊し始めとします。
8	2	II	3	(3) ①	事業期間	「後期の解体工事」には、跡地整備工事も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	2	II	3	(3) ①	事業期間	熱回収施設及びリサイクルセンターについては、平成25年度までに竣工・貴組合へ引渡しとなり、建設工事請負契約においては第35条(部分引渡し)の扱いとなるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	2	II	3	(3) ①	事業期間	熱回収施設及びリサイクルセンターについては、平成25年度までに竣工・貴組合へ引渡しとなり、建設工事請負契約においては第35条(部分引渡し)の扱いとなるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	2	II	3	(3) ①	事業期間	熱回収施設及びリサイクルセンターについては、平成25年度までに竣工・貴組合へ引渡しとなり、建設工事請負契約の第38条(保証)及び第39条(かし担保)に定める保証・瑕疵担保期間は当該引渡し時点から開始ということよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	2	II	3	(3) ①	事業期間	本事業は、公益上必要な建築物で発注者が広域市町村圏事務組合の公共事業ということで開発許可手続は不要であるとの理解のもと、H22年2月から工事着工まで設計・確認申請期間のみを考慮すればよろしいでしょうか？	開発許可の手続きは必要です。
13	2	II	3	(3) ①	事業期間	本事業は開発許可手続が必要になるのでしょうか？もし、必要になるということであれば貴組合が申請者となりその支援業務を事業者が行うこととなるかと思いますが、県開発指導課への事前相談、及び都計法第32条の管理者協議、同意は既に完了若しくはH22年2月までに完了との理解でよろしいでしょうか？	開発許可の手続きは必要です。手続きの完了は、造成設計後になります。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
14	2	II	3	(3) ①	事業期間	整備期間の工程として開発許可手続き期間を考慮しなければならないのであれば許可取得までの程度の期間を見込めば良いか提示願います。	開発許可の手続きは必要です。手続きの完了は、造成設計後になります。
15	2	II	3	(3) ①	事業期間	「※熱回収施設及びリサイクルセンターの竣工は平成25年度までとし、後期の解体工事は平成25年度までに着工すること。」とありますが、跡地整備工事も含めた解体工事の竣工期限は事業者の提案と理解してよろしいでしょうか。	後期の解体工事とは、熱回収施設とリサイクルセンターのうち、後に解体する施設を指します。範囲は解体着手から跡地利用の整備までとします。竣工は、平成26年度となることを認めます。
16	2	II	3	(3) ①	事業期間	解体・撤去・場内整備工事は、平成26年度以内に完了することとし、後期の解体工事の竣工時期は、事業者提案でよろしいでしょうか？ また解体工事は熱回収施設が完全に竣工してからでないと、着工できないのでしょうか？	後期の解体工事とは、熱回収施設とリサイクルセンターのうち、後に解体する施設を指します。範囲は解体着手から跡地利用の整備までとします。竣工は、平成26年度となることを認めます。 また、解体工事は、清掃センターの業務遂行に影響がなければ、着工してかまいません。
17	6	IV	1	(1) エ	入札参加者の構成等	セメント化企業は構成員の位置づけであるが、出資は不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	7	IV	1	(2) エ ④ d)	入札参加者の資格要件	本計画の処理方式はストーカ炉です。したがって、ボイラータービン式の発電設備の設計・建設実績は、60t/炉以上のストーカ炉での実績として解釈してよろしいでしょうか(他の処理方式での実績は認めない)？	他方式のボイラータービンの実績も認めます。
19	11	IV	3	(4)	入札説明書等に対する質問回答の公表	入札説明書等の内容等に対する質問に関する回答書は、平成21年9月4日(金)に公表するとございますが、入札までの期日を勘案し、回答可能なものは可能な限り早く回答頂けますようお願い申し上げます。	予定を早め、平成21年9月3日(木)に公表することとしました。
20	11	IV	3	(5)	新施設の事前調査報告書及び既存最終処分場の運転報告書の閲覧	前回入札公告時の公表資料とまったく同じと考えてよろしいでしょうか？	既存施設の平成20年度分搬入実績と運転実績を追加して閲覧に供します。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
21	11	IV	3	(6)	参加表明書及び資格審査申請書類受付	<p>「ただし、平成20年12月3日の当初入札に関して平成21年1月23日に参加資格の合格通知を得た構成員については、添付書類の内、当初入札時と同一書類の再提出を免除する。」とありますが、既提出の建設企業並びに運営企業の建設並びに運営実績に関する証明書類は、新たに提出するものを除き再提出不要との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>再提出を要する、もしくは再提出を要しない書類を一覧として明示頂きたいと存じます。</p>	再度公告入札において示した入札参加資格を証する書類と当初入札の参加資格申請において提出した書類が同一である場合は免除するものです。少なくとも、納税証明書については交付日条件があるため新たな提出が必要です。また、3月決算の企業においては直近の貸借対照表等の提出が必要になります。
22	11	IV	3	(6)	参加表明書及び資格審査申請書類受付	<p>「ただし、平成20年12月3日の当初入札に関して平成21年1月23日に参加資格の合格通知を得た構成員については、添付書類の内、当初入札時と同一書類の再提出を免除する」とあります。弊社は合格通知をいただきましたが、様式7[3/5]については、会社分割の関係で、合格通知時と今現在では社名が変わっていますが、書類の再提出は不要と考えてよろしいでしょうか？ 尚、実績は新しい会社に承継されており、分割契約書の控えを添付することを考えております。</p>	実績の継承を確認できる書類の提出により、再提出は不要とします。
23	11	IV	3	(6)	参加表明書及び資格審査申請書類受付	<p>本文中のただし書きの部分(当初入札時と同一書類の再提出免除)に関して確認致します。</p> <p>平成21年1月23日付で参加資格の合格通知を受けたグループが、今回の入札公告においても同じ構成員で審査申請する場合、</p> <p>①提出必須の書類としては、「様式3」、「様式4」、「様式5」、「様式7[1/5]」、及び必要に応じて「様式6」である。</p> <p>②提出を免除される書類としては、「様式7[2/5]～[5/5]」及び各実績を証明する添付書類(各自治体による実績証明書等)である。</p> <p>③前回資格審査合格から現在まで約6ヶ月間延期されたことにより“差し替え”の意味で提出が必要な書類としては、「各構成企業単体又は連結決済の貸借対照表、損益計算書の直近1年分」、「直近営業年度分の監査報告の写し」、「直近営業年度分の各種納税証明書」、「その他入札参加者の資格を証する書類の写しのうち資格更新によって有効期間が変更された書類」である。</p> <p>以上のように理解して宜しいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
24	11	IV	3	(6) エ	参加表明書及び資格審査申請書類受付	「添付書類の内、当初入札時と同一書類の再提出を免除する。」とするのことから、様式7[1/5]における「■添付書類」のうち今回免除となる書類については、適宜表示を削除した上で提出が必要でしょうか。 あるいは今回添付がなくても、様式7[1/5]はこのままの様式にて提出でよろしいでしょうか。	どちらでもかまいません。
25	11	IV	3	(6) エ	参加表明書及び資格審査申請書類受付	「添付書類の内、当初入札時と同一書類の再提出を免除する。」とするのことから、納税証明書のついても、賃借対照表などと同様に直近1年分のみでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	12	IV	3	(7)	資格審査結果の通知	資格審査を通った会社名(もしくは会社数)は貴組合HPで公表していただけるのでしょうか？	資格審査結果は書面にて通知しますが、本組合HP等での公表はしません。
27	12	IV	3	(7)	資格審査結果の通知	資格審査結果の通知の際、設計図書類に記載するグループ名称の通知を合わせてお願いします。	資格審査結果に併せて通知します。
28	13	IV	3	(9) イ ⑤ 1. 2) (イ)	設計図書	「高効率ごみ発電整備マニュアル」で定義される発電効率の算出結果については、マニュアルに記載のあるタービン定格設計点における発電効率計算結果のみを記載すればよろしいでしょうか。落札者決定基準に記載の「発電効率17%以上を達成できる十分な確度の提案」の「十分な確度」については、どのような項目を記載すればよろしいでしょうか。(例えば選定蒸気条件の実績の有無等)	基準ごみ時で夏季と冬季における熱収支計算、蒸気タービン設計計算、マニュアルに基づく発電効率の設計計算を提出してください。
29	15	IV	3	(9) イ ⑤ 3. (ウ)	図面	「各々の業務を実施する企業が判るフローとする」とありますが、前回入札時の第2回質問回答にて企業名の記載が不可とされていることから、実施する企業については、「SPC」、「構成員」、「協力企業」、「その他」の区別を記載すればよろしいでしょうか。	「及びその各々の業務を実施する企業が判るフローとする」を削除します。
30	15	IV	3	(9) イ ⑤ 3. (ウ)	図面	「設計図書については、A3版で作成し、」とありますが、通常、設計図書はA4版で製本します。したがって、設計図書はA4版で作成し、A3図面は仕様書折りにして、綴じこむことでよろしいでしょうか？	A3版で作成してください。
31	15	IV	3	(11)	提案書に関するヒアリングの実施	内容は提案内容の確認のみということで、提案内容のプレゼンテーションは無しとの理解でよろしいでしょうか？	ヒアリングの内容等については未定です。後日、入札参加者に通知します。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
32	15	IV	3	(11)	提案書に関するヒアリングの実施	提案内容の確認の為のヒアリングとのことですが、ヒアリングの方法(準備資料・人数制限等)の詳細について提示願います。	ヒアリングの内容等については未定です。後日、入札参加者に通知します。
33	16	V	1	(1)	審査及び選定に関する事項	落札者の決定は、10名の委員で構成される事業者等選定委員会にて、合議制で決めるのでしょうか？ それとも各委員に全項目を採点してもらい、その合計点を集計するのでしょうか？ また事務局やアドバイザー業務の委託先に採点権はあるのでしょうか？	事務局やアドバイザー業務の委託先に採点権はありません。なお、ご指摘の合議制を採用するかどうかは未定です。
34	21	VI	8	(2)	運営等業務委託料	23年度から40年度までの搬入廃棄物の将来推計値を提示いただいておりますが、参考までに、平成20年度の搬入量を、月毎で提示いただけないでしょうか？	既存施設の平成20年度分搬入実績と運転実績を閲覧資料に追加します。
35	21	VI	8	(3)	セメント処理業務委託料	『表 焼却主灰の将来推計値』に記載の焼却灰の年度毎数量ですが、10%以上数量が下回ることが判明した場合は、年度中に価格改定の協議を可能とする事項を設けて頂きたい。	ご指摘の協議は想定していません。
36	21	VI	8	(3)	セメント処理業務委託料	8(3)4行目のセメント処理業務委託料の支払い回数で、“各年度の上半期及び下半期の年2回の計30回支払われるものとする”とありますが、支払いは月末締め翌月末払いの年12回の計180回と変更して頂きたい。  廃棄物処理の費用支払いは翌月現金払いが廃棄物処理業界の通例であり、貴組合との現行契約も月末締め翌月末支払いとなっているため。更には、セメント化企業側が被る金利負担も大きくなるためです。	支払いは年2回とします。
37	23	VII	2	(1)	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	事業者がア、イに該当し、特定事業が契約が解除された場合、事業者が組合に生じた損害を賠償することとなっていますが、帰責の当事者が賠償すると理解します。	お見込みのとおりです。ただし、原因者の特定に対し、一定の手続きを行った上で、原因者が特定できない場合または特定できた場合であってもその原因者に対して責任追及が困難な場合にはこの限りではありません。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
38	26	別紙	リスク 分担 表			<p><b>【確認事項】</b>  今後、環境関連税制制度(炭素税、二酸化炭素排出問題)が、変更された場合のリスクは、組合殿の負担という理解で宜しいでしょうか。</p> <p><b>【理由】</b>  予想されるリスク分担を明確にするため</p>	お見込みのとおりです。
39	26	別紙	リスク 分担 表	設計建 設段階		<p>建設期間中の既存施設の運営に伴うリスク(例えば、既存施設の運営が原因で生じた工事目的物の損壊、事故等々)は貴組合の負担ということによろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。



◆様式集に対する質問への回答

No.	ページ	項目	項目名	質問	回答
40		全般		前回入札時の第1回質問回答にて、いくつかの様式において実績の証明書類の添付の指示をいただいておりますが、第2回質問回答にて企業名の記載が不可とされています。証明書類に企業名記載がある部分を、該当部分を黒塗りする等の処置は必要でしょうか。	様式19、様式28の添付書類について、お見込みのとおりです。
41	9 10 11	様式7[2/5] 様式7[3/5] 様式7[4/5]	類似工事等の実績調書 類似施設での運転管理等の実績調書 類似施設での運転実績調書	本様式に添付する書類について確認致します。 各実績を証明するものとして添付する書類について、前回入札公告において合格通知(平成21年1月23日付)を受けたものと変更がない場合は、本様式及び各実績を証明する書類(各自治体による実績証明書等)ともに再提出の免除に該当するものと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	15	様式10	入札書	本様式への記載・押印について確認致します。 弊社グループは「代表企業代表者」が代表企業内の社員等に委任し、入札書類一式の提出及び開札立ち会いをするように考えております。 この場合、①本様式の(入札者)の欄には「代表企業代表者」を記載・押印し、その下段の(受任者)の欄は空欄として宜しいでしょうか。 または、②(入札者)の欄は委任を受けた代表企業内の社員等を記載・押印し、(受任者)を(委任者)と書き換えた上でこの欄に「代表企業代表者」を記載・押印し提出するものと考えて宜しいでしょうか。 さらに②の場合には(入札者)＝委任を受けた社員等と(委任者)＝代表企業代表者ともに押印が必要でしょうか。	様式6で復代理人を選任していない場合、様式11により、代表企業代表者から社員等に委任した上で、様式10の(入札者)の欄には代表企業代表者名を記載、押印し、(受任者)の欄には社員等の氏名を記載、押印してください。
43	21	様式16	(2)環境対策	前回入札時の第2回質問回答において、CO2発生量についてはごみ由来分を記載するとの記載がありましたが、ごみ中のバイオマス由来のCO2を算入するか否かの指定がありませんでした。ごみ中のプラスチック含有割合が不明であることから、バイオマス由来のCO2の除外は行わず、ごみ中の炭素分量に応じてCO2発生量を計算するという考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、年間の燃料使用量、燃料に係るCO2量、発電量及び売電量を記載してください。

No.	ページ	項目	項目名	質問	回答
44	26 27	様式20 [2/3] [3/3]	設計・建設費用内訳書	入札説明書2ページ、(3)事業期間、①新施設の整備、運営・維持管理及び既存施設の解体・撤去・場内整備工事、・整備期間：平成22年2月から平成26年3月まで、 ※熱回収施設及びリサイクルセンターの竣工は平成25年度までとし、後期の解体工事は平成25年度までに着工すること。 とありますが、様式20[2/3,3/3]IV. ゴミ焼却処理施設解体工事費、V. 粗大ゴミ処理施設解体工事費、VI. 不燃物処理・資源化施設解体工事費、VII. その他工事費(上記以外の計量棟、外構、造成、解体跡地ストックヤード等)の内、後期の解体工事に該当するものについては、平成26年度の見積額記入欄を追加するものと理解してよろしいでしょうか。	後期の解体工事とは、熱回収施設とリサイクルセンターのうち、後に解体する施設を指します。範囲は解体着手から跡地利用の整備までとします。この部分の竣工は、平成26年度となることを認めますので、平成26年度の記入欄を追加して提案してください。
45	35	様式28	(6)実績	セメント化の運転実績(最大5施設まで)は、焼却灰を受け入れているセメント化企業の工場の実績を記入すればよろしいでしょうか？	ご指摘のとおりを想定しています。
46	38	様式30 [2/2]	変動料金1内訳書(熱回収施設)	『内容説明(または考え方)』に記載しきれない場合は別紙を添付してもよろしいでしょうか。別紙添付可の場合、様式は任意と考えてよろしいでしょうか。	本様式を適宜に追加、加工して記載してください。
47	50	様式40 [1/2]	3. 地域や社会への貢献	企業名や発注予定額については、拘束力はないものと考えてよろしいでしょうか？	提案内容は、その提案をした者が特定され、契約した場合には、契約の一部として、法的拘束力を持ちます。提案内容(発注確約の有無を含む。)は、事業者の判断に委ねます。
48	50	様式40 [1/2]	3. 地域や社会への貢献	本様式の表中の「備考」欄に「関心表明の有無等」とありましたので、各業者・団体等から関心表明書を受領し、前回(今年3月末)提出する準備をしておりました。 延期されたことにより、これらの書類に付されている日付が約6ヶ月前のものとなっておりますが、今回提案への添付書類としても遜色がないものと判断し、提出させていただきますが宜しいでしょうか。	再度入札公告日以前の日付のものは評価できません。
49	51	様式40 [2/2]	3. 地域や社会への貢献	平成21年1月6日付けの入札説明書等に対する第1回質問への回答(一部)にて、藤ヶ谷清掃センター地元出身者の運転員等に関するデータの委託費は、「委託費総額であり、人件費相当とは限らない」とのことですが、公平性を期すために、このうちの人件費について御教示願います。	人件費を示すことはできません。

No.	ページ	項目	項目名	質問	回答
50	52	様式41	SPCの長期収支計画	『内部留保金清算』とはどのような意味を有するのでしょうか。ご教示願います。	最終年度等において清算する際を意図した費目ですが、費目の要否については事業者で判断してください。

◆要求水準書(設計・建設編)に対する質問への回答

No.	ページ	中項目	小項目	項目名	質問	回答
51	1-2	1.1	1.1.7	整備工事工程	『熱回収施設及びリサイクルセンターの竣工は平成25年度までとし、後期の解体工事は平成25年度までに着工すること。』と記載ありますが、後期の解体工事の定義(範囲)をご明示ください。また着工の定義もあわせて教示ください。	後期の解体工事とは、熱回収施設とリサイクルセンターのうち、後に解体する施設を指します。範囲は解体着手から跡地利用の整備までとします。着工の定義は、熱回収施設の場合はダイオキシン類調査も含め、リサイクルセンターの場合は壊し始めとします。
52	1-2	1.1	1.1.7	整備工事工程	『熱回収施設及びリサイクルセンターの竣工は平成25年度までとし、後期の解体工事は平成25年度までに着工すること。』と記載ありますが、平成25年度までに請負者が充足すべき条件について明示願います。(熱回収施設及びリサイクルセンターの引渡性能試験を完了していることと理解してよろしいでしょうか。)	熱回収施設及びリサイクルセンターの引渡し完了している状態とします。
53	1-10	1.3	1.3.1	1.3.1.4 (1)施設機能の確保及び記載事項の補足等	「本要求水準書に記載された事項は、基本的内容及び機能について定めるものであり、同等以上の機能が確保される場合においては、記載事項に限らず事業者の提案により、設計・施工することを妨げるものではない。」とありますが、平成21年8月18日に公表された「再度入札公告に伴う当初入札公告からの主な変更箇所について」には、本修正について「高効率発電の提案を受け入れられる可能性を付加するため」とあることから、提案は高効率発電提案に寄与するものに限定されるという理解でよろしいでしょうか。	高効率発電の提案には限りません。

No.	ページ	中項目	小項目	項目名	質問	回答
54	1-10  3-32	1.3  3.3	1.3.1  3.3.7	1.3.1.4 (1)施設機能の確保及び記載事項の補足等  灯油サービスタンク	<p>1.3.1.4要求水準書の記載事項 (1)施設機能の確保及び記載事項の補足等 本要求水準書で記載された事項は、基本的内容及び機能について定めるものであり、同等以上の機能が確保される場合においては、記載事項に限らず事業者の提案により、設計・施工することを妨げるものではない。 と記載を改められていることから、次のとおり提案して宜しいでしょうか。</p> <p>3.3焼却施設に3.3.7灯油サービスタンクの記載があることから、3.3.5灯油貯留槽と3.3.6灯油移送ポンプから、3.3.7灯油サービスタンクと別の灯油移送ポンプを介してバーナや非常用発電機へ送油することを要求されていると解釈しています。 この場合、3.3.7灯油サービスタンクと別の灯油移送ポンプを設置せずとも、3.3.5灯油貯留槽と3.3.6灯油移送ポンプから直接送油することで、同等以上の機能は確保できることから、これらは設置しないことをご提案しても宜しいでしょうか。 なお、3.3.6灯油移送ポンプの数量1台を2台(内1台予備)でご提案し、3-55頁 3.6.1非常用発電機に記載の「燃料小出し槽」は設置致します。</p>	<p>原則、要求水準書に示したとおりとします。ここでいう「…基本的内容及び機能について定めるものであり、同等以上の機能が確保される場合においては、記載事項に限らず事業者の提案により、…」とは、各社において、指定の技術を持ち合わせていない、システムや機器の型式が現時点の開発技術と合致しない場合に対し配慮したものです。また、提案された内容であっても要求水準書と同等以上の機能が確保されていないと判断された場合は、失格になる場合もあります。</p>
55	1-10  3-48	1.3  3.5	1.3.1  3.5.1	1.3.1.4 (1)施設機能の確保及び記載事項の補足等  排ガス減音装置	<p>1.3.1.4要求水準書の記載事項 (1)施設機能の確保及び記載事項の補足等 本要求水準書で記載された事項は、基本的内容及び機能について定めるものであり、同等以上の機能が確保される場合においては、記載事項に限らず事業者の提案により、設計・施工することを妨げるものではない。 と記載を改められていることから、次のとおり提案して宜しいでしょうか。</p> <p>3.5.1排ガス減温装置の材質に噴霧ノズル[SUS316L及びセラミック]と記載があります。セラミックはノズルチップ部分での適用を想定されていると理解しますが、ノズルチップにセラミックを採用すると、サーマルショックにより割れることが懸念されますので、チタンをご提案します。</p>	<p>原則、要求水準書に示したとおりとします。ここでいう「…基本的内容及び機能について定めるものであり、同等以上の機能が確保される場合においては、記載事項に限らず事業者の提案により、…」とは、各社において、指定の技術を持ち合わせていない、システムや機器の型式が現時点の開発技術と合致しない場合に対し配慮したものです。また、提案された内容であっても要求水準書と同等以上の機能が確保されていないと判断された場合は、失格になる場合もあります。</p>

No.	ページ	中項目	小項目	項目名	質問	回答
56	1-10  3-54	1.3  3.5	1.3.1  3.5.6	1.3.1.4 (1)施設機能の確保及び記載事項の補足等  3.5.6.6脱硝薬剤噴霧注入器(炉内用)	1.3.1.4要求水準書の記載事項 (1)施設機能の確保及び記載事項の補足等 本要求水準書で記載された事項は、基本的内容及び機能について定めるものであり、同等以上の機能が確保される場合においては、記載事項に限らず事業者の提案により、設計・施工することを妨げるものではない。 と記載を改められていることから、次のとおり提案して宜しいでしょうか。  3.5.6.6脱硝薬剤噴霧注入器(炉内用)とありますが、脱硝薬剤(アンモニア)の炉内噴霧による無触媒脱硝方式は、触媒脱硝方式と比べて反応除去効率が悪いいため、概ね2倍の薬剤使用量となります。また、炉内噴霧だけで保証値を遵守できないため触媒脱硝との併用となります。 従って、十分な能力の触媒量を搭載した触媒脱硝方式とし、脱硝薬剤噴霧注入器(炉内用)を設置しないことをご提案します。	原則、要求水準書に示したとおりとします。ここでいう「…」基本的内容及び機能については、記載事項に限らず事業者の提案により、…」とは、各社において、指定の技術を持ち合わせていない、システムや機器の型式が現時点の開発技術と合致しない場合に対し配慮したものです。また、提案された内容であっても要求水準書と同等以上の機能が確保されていないと判断された場合は、失格になる場合もあります。
57	1-10  3-63  3-64	1.3  3.7  3.7	1.3.1  3.7.1  3.7.2	1.3.1.4 (1)施設機能の確保及び記載事項の補足等  押込送風機  二次空気送風機	1.3.1.4要求水準書の記載事項 (1)施設機能の確保及び記載事項の補足等 本要求水準書で記載された事項は、基本的内容及び機能について定めるものであり、同等以上の機能が確保される場合においては、記載事項に限らず事業者の提案により、設計・施工することを妨げるものではない。 と記載を改められていることから、次のとおり提案して宜しいでしょうか。  3.7.1押込送風機と3.7.2二次空気送風機に振動計の記載があります。これらの送風機に振動計を常設することを要求されていると思われませんが、常設ではなく他の機器類の振動計測にも利用できるよう、可搬式の振動計を2台納入することをご提案致します。	原則、要求水準書に示したとおりとします。ここでいう「…」基本的内容及び機能については、記載事項に限らず事業者の提案により、…」とは、各社において、指定の技術を持ち合わせていない、システムや機器の型式が現時点の開発技術と合致しない場合に対し配慮したものです。また、提案された内容であっても要求水準書と同等以上の機能が確保されていないと判断された場合は、失格になる場合もあります。

No.	ページ	中項目	小項目	項目名	質問	回答
58	1-10	1.3	1.3.1	1.3.1.4 (1)施設機能の確保及び記載事項の補足等	1.3.1.4要求水準書の記載事項 (1)施設機能の確保及び記載事項の補足等 本要求水準書で記載された事項は、基本的内容及び機能について定めるものであり、同等以上の機能が確保される場合においては、記載事項に限らず事業者の提案により、設計・施工することを妨げるものではない。	原則、要求水準書に示したとおりとします。ここでいう「…基本的内容及び機能について定めるものであり、同等以上の機能が確保される場合においては、記載事項に限らず事業者の提案により、…」とは、各社において、指定の技術を持ち合わせていない、システムや機器の型式が現時点の開発技術と合致しない場合に対し配慮したものです。また、提案された内容であっても要求水準書と同等以上の機能が確保されていないと判断された場合は、失格になる場合もあります。
	3-79	3.9	3.9.13	(4)主要項目	と記載を改められていることから、次のとおり提案して宜しいでしょうか。	
	3-79	3.9	3.9.14	油圧装置	3.9.13固化物バンカの①形式「油圧カットゲート方式」、3.9.14油圧装置と記載があります。 固化物バンカでのカットゲート式の採用実績はありませんが、ゲートを開いたときに灰が付着したゲート面が外部へ露出する構造となり、作業環境上好ましくないことが予測されます。従って、一般的なスイング式の採用をご提案します。 また、油圧式に対し、電動式であっても同等以上の機能を確保でき、構造が簡単でありメンテナンスや故障頻度を低減できるため、最近では電動式の採用が増えていますので、駆動方式についても、油圧式から電動式へ変更することをご提案します。	

No.	ページ	中項目	小項目	項目名	質問	回答
59	1-10  3-81	1.3  3.10	1.3.1  3.10.2	1.3.1.4 (1)施設機能の確保及び記載事項の補足等  用水計画	<p>1.3.1.4要求水準書の記載事項 (1)施設機能の確保及び記載事項の補足等 本要求水準書で記載された事項は、基本的内容及び機能について定めるものであり、同等以上の機能が確保される場合においては、記載事項に限らず事業者の提案により、設計・施工することを妨げるものではない。 と記載を改められていることから、次のとおり提案して宜しいでしょうか。</p> <p>3.10.2用水計画 (10)ポンプ類は、空転防止を図り、ミニマムフローを設けることとあります。 間欠運転、或いは一定流量で運転するポンプは締切状態にならず、ミニマムフローを設置する必要はありません。ミニマムフローを設けた場合、ミニマム流量を加算したポンプ吐出量となり、電動機が概ね1ランク上がり、消費電力が上がります。省エネルギー施設とするため、給水設備のポンプのミニマムフローの設置要否は次のとおり事業者提案とさせていただきますでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント用水揚水ポンプ:ミニマムフロー有り</li> <li>・ボイラ用水ポンプ:ミニマムフロー無し(間欠運転のため)</li> <li>・機器冷却水揚水ポンプ:ミニマムフロー無し(一定流量で運転するため)</li> <li>・再利用水揚水ポンプ:ミニマムフロー有り</li> <li>・放水銃ポンプ:ミニマムフロー無し(間欠運転のため)</li> </ul> <p>等</p>	<p>原則、要求水準書に示したとおりとします。ここでいう「…基本的内容及び機能について定めるものであり、同等以上の機能が確保される場合においては、記載事項に限らず事業者の提案により、…」とは、各社において、指定の技術を持ち合わせていない、システムや機器の型式が現時点の開発技術と合致しない場合に対し配慮したものです。また、提案された内容であっても要求水準書と同等以上の機能が確保されていないと判断された場合は、失格になる場合もあります。</p>



No.	ページ	中項目	小項目	項目名	質問	回答
60	1-10	1.3	1.3.1	1.3.1.4 (1)施設機能の確保及び記載事項の補足等	1.3.1.4要求水準書の記載事項 (1)施設機能の確保及び記載事項の補足等 本要求水準書で記載された事項は、基本的内容及び機能について定めるものであり、同等以上の機能が確保される場合においては、記載事項に限らず事業者の提案により、設計・施工することを妨げるものではない。	原則、要求水準書に示したとおりとします。ここでいう「…基本的内容及び機能について定めるものであり、同等以上の機能が確保される場合においては、記載事項に限らず事業者の提案により、…」とは、各社において、指定の技術を持ち合わせていない、システムや機器の型式が現時点の開発技術と合致しない場合に対し配慮したものです。また、提案された内容であっても要求水準書と同等以上の機能が確保されていないと判断された場合は、失格になる場合もあります。
	3-87	3.11	3.11.3	ごみピット排水受槽	と記載を改められていることから、次のとおり提案して宜しいでしょうか。	
	3-88	3.11	3.11.3	3.11.3.1排水受槽ポンプ	3.11.3ごみピット排水受槽(本装置は、ごみピットから流出する排水を一時貯留する槽である。)	
	3-89	3.11	3.11.3	3.11.3.2ごみピット排水貯留槽	3.11.3.1排水受槽ポンプ(本装置は、ごみピット排水受槽から排水をごみピット排水貯留槽へ移送するものである。)	
	3-89	3.11	3.11.3	3.11.3.3汚水移送ポンプ	3.11.3.2ごみピット排水貯留槽(底部に勾配をとり、スラッジだまりを設けスラッジポンプによりスラッジをごみピットへ移送できる構造とする。)	
	3-89	3.11	3.11.3	3.11.3.4スラッジポンプ	3.11.3.3汚水移送ポンプ 3.11.3.4スラッジポンプ(本装置は、ごみピット排水貯留槽底部にたまるスラッジをごみピットへ移送するものである。) と記載がありますが、ごみピット排水貯留槽と汚水移送ポンプ(スラッジポンプと兼用)の構成をご提案致します。	
61	1-10	1.3	1.3.1	1.3.1.4 (1)施設機能の確保及び記載事項の補足等	1.3.1.4要求水準書の記載事項 (1)施設機能の確保及び記載事項の補足等 本要求水準書で記載された事項は、基本的内容及び機能について定めるものであり、同等以上の機能が確保される場合においては、記載事項に限らず事業者の提案により、設計・施工することを妨げるものではない。	原則、要求水準書に示したとおりとします。ここでいう「…基本的内容及び機能について定めるものであり、同等以上の機能が確保される場合においては、記載事項に限らず事業者の提案により、…」とは、各社において、指定の技術を持ち合わせていない、システムや機器の型式が現時点の開発技術と合致しない場合に対し配慮したものです。また、提案された内容であっても要求水準書と同等以上の機能が確保されていないと判断された場合は、失格になる場合もあります。
	3-115	3.14	3.14.2	計装用空気圧縮機 (5)設計基準④	と記載を改められていることから、次のとおり提案して宜しいでしょうか。  3.14.2計装用空気圧縮機の除湿器は吸湿剤吸着式(全自動電熱再生式)とあります。 『電熱再生式』は10kW程度の電力が必要です。省エネルギー施設とするため、バルブ等の計装電源のみで所定能力(-40℃(常圧)で水分は分離せず、吸湿剤は1年間以上取替不要、本装置から発生する騒音・振動は伝播しない)を確保できる『ヒートレス式』をご提案します。	

No.	ページ	中項目	小項目	項目名	質問	回答
62	1-10  3-117	1.3  3.14	1.3.1  3.14.6	1.3.1.4 (1)施設機能の確保及び記載事項の補足等  3.14.6.2排風機	1.3.1.4要求水準書の記載事項 (1)施設機能の確保及び記載事項の補足等 本要求水準書で記載された事項は、基本的内容及び機能について定めるものであり、同等以上の機能が確保される場合においては、記載事項に限らず事業者の提案により、設計・施工することを妨げるものではない。 と記載を改められていることから、次のとおり提案して宜しいでしょうか。  3.14.6.2排風機「排気はサイクロンを通す。」とあります。 今回計画は粉塵を積極的にかつ多量に捕集するものではなく、飛灰処理設備のコンベヤなどの機内を負圧に保ち、粉塵の機外漏洩を防ぐことが主な目的となります。 従って、実績からろ過式集じん器のみの設置で同等以上の機能は確保されますので、サイクロンは設置しないことをご提案して宜しいでしょうか。	原則、要求水準書に示したとおりとします。ここでいう「…基本的内容及び機能について定めるものであり、同等以上の機能が確保される場合においては、記載事項に限らず事業者の提案により、…」とは、各社において、指定の技術を持ち合わせていない、システムや機器の型式が現時点の開発技術と合致しない場合に対し配慮したものです。また、提案された内容であっても要求水準書と同等以上の機能が確保されていないと判断された場合は、失格になる場合もあります。
63	1-10  4-9	1.3  4.3	1.3.1  4.3.2	1.3.1.4 (1)施設機能の確保及び記載事項の補足等  二次破碎機	1.3.1.4要求水準書の記載事項 (1)施設機能の確保及び記載事項の補足等 本要求水準書で記載された事項は、基本的内容及び機能について定めるものであり、同等以上の機能が確保される場合においては、記載事項に限らず事業者の提案により、設計・施工することを妨げるものではない。 と記載を改められていることから、次のとおり提案して宜しいでしょうか。  「入札説明書等に対する第2回質問への回答(一部)」のNo.76において「駆動能力が同等であることを前提に、高圧電動機でも可能とします」と回答いただいておりますが、「電動機容量は、定格破碎能力の1.5倍以上とする」ことを前提に、「高圧電動機」とするか「低圧電動機」とするかは、事業者提案と考えるよろしいでしょうか。	原則、質問回答に示したとおりとします。ここでいう「…基本的内容及び機能について定めるものであり、同等以上の機能が確保される場合においては、記載事項に限らず事業者の提案により、…」とは、各社において、指定の技術を持ち合わせていない、システムや機器の型式が現時点の開発技術と合致しない場合に対し配慮したものです。また、提案された内容であっても要求水準書と同等以上の機能が確保されていないと判断された場合は、失格になる場合もあります。
64	1-24 1-25 1-26	1.7	1.7.2	表1-1性能試験の項目と方法(熱回収施設)(2/4~4/4) 番号7、8、9、15、16、17、18、19	No.7、8、9、15、16、17、18、19の試験方法について「測定場所、測定回数」が「監督員の指示による」との記載ですが、発注条件として具体的にお示しください。	提案施設の内容を勘案し監督員との協議とします。

No.	ページ	中項目	小項目	項目名	質問	回答
65	1-26	1.7	1.7.2	表1-1性能試験の項目と方法(熱回収施設)(4/4) 番号22	No.22「その他」とあり、保証値、試験方法の記載がなく備考欄に「本組合が必要と認めるもの」となっていますが、請負者との協議により決定するとの理解で良いですか？	本組合が判断します。ただし、必要性については協議します。
66	1-27 1-28	1.7	1.7.2	表1-2性能試験の項目と方法(リサイクルセンター)(1/2~2/2) 番号6、7、10、11、12	No.5、6、7、10、11、12の試験方法について「測定場所、測定回数」が「監督員の指示による」との記載ですが、請負者との協議により決定するとの理解でよいですか？	本組合が判断します。ただし、必要性については協議します。
67	1-28	1.7	1.7.2	表1-2性能試験の項目と方法(リサイクルセンター)(2/2) 番号14	No.14「その他」とあり、保証値、試験方法の記載がなく備考欄に「本組合が必要と認めるもの」となっていますが、請負者との協議により決定するとの理解で良いですか？	本組合が判断します。ただし、必要性については協議します。
68	1-29	1.8	1.8.1	1.8.1.2 施工のかし担保	水槽類の防食槽は、10年保証なっていますが、貴組合にて過去に事例があるのでしょうか？ あるようであれば御教示願います。	事例はありません。
69	1-31	1.9		性能保証	施設の稼働率、ごみ質の変化及び老朽化等により性能に影響するものと想定されるため、事業期間終了後の性能保証については事業期間中に組合殿と保証の条件について協議実施し、組合殿と事業者間で合意を形成するものと理解します。	お見込みのとおりです。
70	1-31	1.9		性能保証	性能保証の「性能」とは、「実施設計図書そのものが示す性能をいい、建設された設備や建物自体の性能ではない」という理解でよろしいでしょうか？15年間の事業期間満了後の性能維持を自らでコントロールすることは不可能である共に、運転・維持管理を誰が行なうかも分からない期間に亘って、設備や建物自体の性能を保証することは不可能です。	建設された設備や建物自体の性能も含め、実施設計図書に示す性能を意味します。事業期間終了後の性能維持については、適切な維持管理が行われることを前提に保証を求めるものです。

No.	ページ	中項目	小項目	項目名	質問	回答
71	1-31	1.9		性能保証	性能保証の「保証」とは、「要求水準書P1-29の1.8.1.1設計の かし担保におけるかし担保保証の超長期における保証ではなく、 将来にわたり適宜、当初の設計内容を振り返り、公告時点の 要求水準書と当初設計に齟齬がないかを確認していくもの」と の理解でよろしいでしょうか？15年間の事業期間満了後の 性能維持を自らでコントロールすることは不可能である共に、 運転・維持管理を誰が行なうかも分らない期間に亘って、設備 や建物自体の性能を保証することは不可能です。	実施設計図書に示す性能を保証することを意味します。事業 期間終了後の性能維持については、適切な維持管理が行われ ることを前提に保証を求めるものです。
72	1-31	1.9		性能保証	保証対象については具体的には「要求水準書(設計・建設編) のP1-23～1-26の表1.1、P1-27～1-28の表1-2:性能試験の 項目と方法」に記載の範囲に限るとの理解で良いですか？また、 各表末尾の項目に「その他」とあり備考欄に「本組合が必要 と認めるもの」とありますが、「その他」の内容を具体的に提 示願います。保証行為を行う以上、保証対象を明確に取り決 めておく必要があります。	実施設計図書に示す性能を保証することを意味します。その 他については、現時点では想定しておりません。
73	1-31	1.9		性能保証	保証期間については、初回10年の保証は今回締結する請負 契約の中に含まれるが、「2回目以降の10年保証は、協議の上 別途有償保証となること、また、請負者が以降の保証を行うか 否かについても組合殿と協議のうえ決定する」という趣旨でよ ろしいでしょうか？事業期間における保証のための措置(修繕 や更新)などは入札金額に見込めるが、事業期間終了後の稼 動期間に亘っての保証行為はとても現段階で見積もることは 不可能です。したがって、事業期間終了後の保証行為は、別 途有償としていただき、事業者サイドが性能を発揮できるだけ の修繕・更新業務を施せるようにしていただかないと無理で す。	無償による性能保証とします。施設の性能については、当該 施設が存在する限り確保されなければなりません。事業期間 終了後の性能維持については、適切な維持管理が行われるこ とを前提に保証を求めるものです。
74	1-31	1.9		性能保証	性能保証について「10年毎に保証の内容を承認」とありますが、 誰が承認するのですか？①事業者が、10年毎に保証する 内容を見直し、それを組合が承認するのか？②それとも組合 が提示した保証内容について事業者が保証する旨を承認する のか？内容を承認しとありますが、誰が承認するのかわかり ません。	本組合が承認します。
75	1-31	1.9		性能保証	本保証には、想定外の過剰負荷・経年劣化等による施設性能 の低下は含まれていないとの理解で良いですか？	事業期間以外の想定外の過剰負荷並びに適正な点検整備を 行わない場合に起こる経年劣化については、含まれません。

No.	ページ	中項目	小項目	項目名	質問	回答
76	1-31	1.9		性能保証	事業期間を過ぎた後の施設の性能維持に必要となる事項(補修・点検等)については全て別途有償と考えておりますが、よろしいでしょうか？	事業期間終了後の補修・点検は事業範囲外です。ただし、適正に維持管理が行われている範囲において、性能を満たさない場合は、事業者負担とします。
77	1-31	1.9		性能保証	性能を保証するに当たり、計画修繕の計画をしますが、この修繕費について事業期間が長い場合維持管理業務、運営業務と同様に物価変動による金額の見直しを行うということによろしいですか。	計画修繕に要する費用も運営等業務委託料に含まれます。当該委託料は、±3%を超える物価変動時には改定します。
78	1-31	1.9	(1)	性能保証	「請負者は、実施設計図書の内容が本要求水準に示す性能を発揮する旨の保証書を提出すること」とあります。これは、施設の性能を無条件に保証するものではなく、実施設計図書に規定する条件(運転、維持補修等を含む)が満たされた場合における性能発揮を保証することであり、事業者以外による運転及び維持管理上の不備や、想定外のごみ質など、実施設計図書の条件によらない場合の性能未達は、保証の範囲外という解釈でよろしいでしょうか？	運転及び維持管理上の不備や、想定外のごみ質、実施設計図書の条件によらない場合の性能未達については、請負者の保証の範囲外です。 なお、事業期間中の運転及び維持管理上の不備による性能未達からの回復は事業者の業務範囲です。
79	1-31	1.9	(1)	性能保証	前回入札時の第2回質問回答において、稼働期間とは事業期間に限らず施設が稼働している期間を指すとの回答がありましたが、請負事業者(又はSPC)が要求する適正な整備と運転が継続されている場合のみ適用されると理解します。	お見込みのとおりです。
80	1-31	1.9	(1)	性能保証	『本要求水準に示す性能を発揮する旨の保証書を提出すること。』と記載がありますが、本要求水準書に示す性能とは何か明示頂きたい。入札後の協議であれば、事業者にとって入札にあたって適切に見積ることが不可能です。	「性能試験の項目と方法」の内容とします。その他かしに係る事項です。
81	1-31	1.9	(2)	性能保証	『・・・、本施設の稼働期間に亘ってこれを繰り返すこと。』との記載がありますが、『本施設の稼働期間』は入札時において組合殿、事業者両者とも明確化出来ず、事業者にとっては定量化不可能なリスクと捉えざるを得ません。従って、『本施設の稼働期間』を『事業期間』と修正頂きたい。 修正せず要求水準書の通りとする場合には、その理由・根拠を具体的かつ明確にご回答賜り度。	要求水準書に示したとおりとします。施設の性能については、当該施設が存在する限り確保されなければなりません。事業期間終了後の性能維持については、適切な維持管理が行われることを前提に保証を求めるものです。

No.	ページ	中項目	小項目	項目名	質問	回答
82	1-31	1.9	(2)	性能保証	『・・・、本施設の稼働期間に亘ってこれを繰り返すこと。』との記載がありますが、現在公表頂いている入札説明書、要求水準書、事業契約書から判断致しますと、事業期間を終了した後の運営・維持管理業務を選定事業者とは異なる第三者が実施する可能性を否定できません。 従って、過度な民間事業者にとって過度なリスク負担を強いることとなり、官民の公平なリスクの分担とならないため、事業期間終了後の性能保証については、選定事業者が推奨する運転、維持管理を行った場合に限定させて頂くと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
83	1-31	1.9	(2)	性能保証	(2)に「10年以内ごとに、かかる保証の内容を承認し、本施設の稼働期間に亘ってこれを繰り返すこと。」とあるが、前回質疑でも稼働期間の定義が明確になっておりません。瑕疵担保期間(最大10年)を過ぎても保証になります。又、15年を過ぎると運営・維持管理を誰が行うかも現時点では明確ではありません。そういう状況では15年を過ぎる保証は困難があり、まして今回積算に反映さす事は不可能である。稼働期間を明確化していただきたい。	稼働期間は現在の施設程度を想定しています。
84	2-6	2.2	2.2.3	2.2.3.5ユーティリティ⑥	第1回目の質問回答にもありますが、雨水の放流量に規制はあるのでしょうか。「東側の側溝に流す」との回答がありますが、放流量に対しての規制はなく、放流可能であると解釈してよろしいでしょうか。その場合、「沈砂槽、油水分離を行って」とありますが、沈砂槽・油水分離槽の容量算定の為の基準を御教示願います。 今回設置する雨水排水システムを、貴組合にて想定した東側既存側溝に接続し、河川放流する排水方法としていただけないでしょうか？	放流量に関する規制はありません。なお、今回設置する雨水排水システムを、組合が想定する東側既存側溝に接続し、河川放流する計画です。
85	3-37	3.4	3.4.4	3.4.4.1(1)計画概要	固定回転型 高温配管用炭素鋼鋼管 カロライズ加工 とありますが、加工性等考慮し、配管用ステンレス鋼鋼管としてもよろしいでしょうか。 なお、弊社実績では、配管用ステンレス鋼鋼管では、カロライズ加工と同等以上の耐用実績があります。	要求水準書に示したとおりとします。なお、各社において、指定の技術を持ち合わせていない、システムや機器の型式が現時点の開発技術と合致しない場合に対してはこの限りではありません。また、提案された内容であっても要求水準書と同等以上の機能が確保されていないと判断された場合は、失格になる場合もあります。

No.	ページ	中項目	小項目	項目名	質問	回答
86	3-37 3-43	3.4	3.4.4 3.4.11	3.4.4.1スートフロア 3.4.11.3ブロータンク	<p>主要機器(1缶につき)／(1基につき)に1式とある記載は、全数機器に対して1基以上設置すると解釈して宜しいでしょうか。</p> <p>例えば、「3-37頁 3.4.4.1スートフロアの数量は2缶分、(2)主要機器(1缶分につき)スートフロア用アキュムレータ1式」の記載から、『スートフロアの数量2缶分に対し、スートフロア用アキュムレータは全数1基の設置』として宜しいでしょうか。</p> <p>或いは、「3-43頁 3.4.11.3ブロータンクの数量は2基、(4)主要機器(1基につき)ブロー水冷却装置1式」の記載から、『ブロータンクの数量は2基に対し、ブロー水冷却装置は全数1基の設置』として宜しいでしょうか。</p>	<p>要求水準書に示したとおりとします。なお、各社において、指定の技術を持ち合わせていない、システムや機器の型式が現時点の開発技術と合致しない場合に対してはこの限りではありません。また、提案された内容であっても要求水準書と同等以上の機能が確保されていないと判断された場合は、失格になる場合もあります。</p>
87	3-81	3.10	3.10.2	用水計画 (2)	<p>前回入札時点では新水源の仕様、系統等が未決定とのことでしたが、その後の計画進捗で決定されているようでしたら計画内容をご教示願います。</p>	<p>新水源の水質等を閲覧資料に追加します。</p>
88	5-16	5.4	5.4.3	5.4.3.3構造計算 (8)	<p>煙突に対するの振動解析は、煙突高さ59mであることから、法規上の必要性はないと思われまます。振動解析を不要としてよろしいでしょうか？</p>	<p>要求水準書に示したとおりとします。</p>
89	5-16	5.4	5.4.3	5.4.3.5 (6)階段	<p>グレーチング部に設けるもの以外の階段は、RC造とするとありますが、事業者の提案により、意匠性を考慮して、S造で計画してもよろしいでしょうか？</p>	<p>要求水準書に示したとおりとします。</p>
90	5-35	5.5	5.5.3	5.5.3.2(5)給湯設備	<p>「①プラントからの発生蒸気を利用し、給湯用熱交換器を介して温水を…」とありますが、p5-31の5.3.3.1においては、「熱回収施設からの熱源の供給は、原則として電気により計画する」とあります。熱源については、事業者の提案によるものと解釈してよろしいでしょうか？</p>	<p>事業者の提案に委ねます。</p>

◆要求水準書(運営・維持管理編)に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
91	4-13	4	4.7	4.7.7	破砕機の運転・維持管理	“既存の破砕機については、無償貸与する。”とありますが、本機は事業期間に亘って無償貸与いただけるものとし、仮に更新の必要が生じた場合には、組合にて購入のうえ、引き続き無償貸与願えるものと解釈してよろしいでしょうか？	更新は事業者負担にて行ってください。



◆要求水準書(運営・維持管理編)再資源化業務[セメント化業務]に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
92	3-1	3	3.2		有資格者の配置	<p>【要望事項】 『本事業者は、本事業を行うにあたり、必要な有資格者を配置すること。』とありますが、具体的に必要な有資格をご教示願います。</p> <p>【理由】 新施設稼動までに、必要な資格を取得するため</p>	必要な資格者の全てを指します。

◆落札者決定基準書に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
93	4	V	1		審査方法	今回、高効率ごみ発電に関する事項として、10点が付与されております。よって、配点合計110点で総合評価されるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
94	6	V	3		入札価格以外の審査項目、審査のポイント及び配点	当初入札において関心表明書の準備をしておりましたが、日付(平成21年3月)を記載しております。同文書は有効と理解します。	再度入札公告日以前の日付のものは評価できません。
95	9	提案内容の定量化審査	5	(1)	発電効率	「設計図書」とは具体的には、入札説明図書P.13、2)(イ)「高効率発電施設整備マニュアル」で定義される発電効率の算出結果を指すものと解釈してよろしいでしょうか？	基準ごみ時で夏季と冬季における熱収支計算、蒸気タービン設計計算、マニュアルに基づく発電効率の設計計算を提出してください。

◆基本協定書(案)に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	条項名	質問	回答
96	1	第3条	3		特別目的会社の設立	第3条第3項3行目末の「乙」を「丙」に修正願いたい。 基本仮契約書第6条第8項のSPCへの出資者の範囲が矛盾しているため。	基本協定書(案)に示したとおりとします。
97	2	第4条	1		株式の譲渡等	この場合の被担保債権は、何を想定しているのでしょうか？	甲の運営維持管理契約上の権利です。
98	2	第4条	2		株式の譲渡等	第4条第2項3行目の「乙」を「丙」に修正願いたい。 基本仮契約書第6条第8項のSPCへの出資者の範囲が矛盾しているため。	基本協定書(案)に示したとおりとします。
99	2	第5条	3		特定事業契約	乙の貴組合に対する違約金支払義務・損害賠償義務の連帯責任については、第一義的には、帰責者の特定を行い当該帰責者に対して違約金・損害賠償の請求を行うものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、原因者の特定に対し、一定の手続きを行った上で、原因者が特定できない場合または特定できた場合であってもその原因者に対して責任追及が困難な場合にはこの限りではありません。
100	2	第5条	3		特定事業契約	<p>【要望事項】</p> <p>『前二項の定めにかかわらず、特定事業契約に係る本契約の成立前に、乙のいずれかが次の各号所定のいずれか(以下「デフォルト事由」という。)に該当するとき、甲は、特定事業契約に関し、仮契約を締結せず又は本契約を成立させないことができるものとする。この場合において、デフォルト事由が本事業の入札手続に関するものであるときは、乙は、甲の請求に基づき、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の10パーセントに相当する金額の違約金を甲に支払う義務を連帯して負担するものとする。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、デフォルト事由により甲が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について甲が乙に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる乙の損害賠償債務も連帯債務とする。』</p> <p>とありますが、 連帯責任の文書は削除願います。</p> <p>【理由】</p> <p>あくまで起責者が責任を追うことが合理的であるため。</p>	基本協定書(案)に示したとおりとします。
101	3	第8条	2		有効期間	2項には第7条とあります。しかし、「基本仮契約書」第15条の2項と齟齬があります。したがって、ここは「7条及び9条」とすべきではないでしょうか？	基本協定書(案)に示したとおりとします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	条項名	質問	回答
102	6	別紙1	4		出資者保証書	「... 特別目的会社の株式を、第三者に対して譲渡し、...」 とあります。しかし、本条項は「基本協定書」本文第4条2項の 内容と齟齬があるようにみえます。また実質的にみて、経済状 況の変化など、当事者(乙)に特別の事情があり、かつ甲に実 質的に特段の不利益がなければ、乙による譲渡を認め、事業 をスムーズに進める方が両当事者にとって利益に適うというこ ともいえるはずですが、したがって、この文言は本文第4条2項 の文言に合わせ「... 特別目的会社の株式を、甲の事前の書 面による承諾がある場合を除き、第三者に対して譲渡 し、...」とする方が適当と考えますが、いかがでしょうか？	本項の記載を基本協定第4条第2項と同様に修正します。
103	6	別紙1	4		出資者保証書	『特別目的会社が、平成__年__月__日に、会社法上の...』と 記載ありますが、本出資者保証書を提出時においては、会社設 立日については日にちを特定することが困難であるため、『平 成__年__月__日までに』等の修正をお願い申し上げます。	本保証書の提出時期は基本契約の仮契約の締結時です。本 協定第5条第4項をご確認ください。

◆基本仮契約書(案)に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	条項名	質問	回答
104	2	第4条		(2)	事業者の役割分担	第4条(4)において、運営施設の維持管理および運営に関する業務の一切は、特別目的会社がこれを受託すると規定されておりますが、特別目的会社は、運営企業に対して、その業務を再委託することは可能との理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
105	2	第5条	1		建設共同企業体の組成	『……、別途組合が定める様式による建設共同企業体協定書を締結のうえ、……』と記載がありますが、内容・文言については組合殿の承諾のもと一部変更することは可能と理解します。	お見込みのとおりです。
106	3	第6条	2		特別目的会社の運営	貴組合は第一義的には、債務不履行の帰責者の特定を行い、当該帰責者に対して責任追及を行うものであり、事業者の全部に対し、違約金等の損害賠償を求償するものではないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、原因者の特定に対し、一定の手続きを行った上で、原因者が特定できない場合または特定できた場合であってもその原因者に対して責任追及が困難な場合にはこの限りではありません。
107	3	第6条	2	(7)	特別目的会社の運営	「株主は、特別目的会社の運営・維持管理業務委託契約上の債務について連帯して保証すること」とあります。しかし、①当該特別目的会社は株式会社であり、株主の間接有限責任(会社法104条)が原則のはずですが、②実質的にみても、株主がSPCの契約上の債務を連帯して負うことになれば、SPCを設立した意味がなくなり、株主(当事者)に片務的な気がします。③実際上、各社は、このような別法人の責任を保証するには、各社内の承認が当然必要となり、入札者がリスク選好的か否かに重点が傾き、入札の基準がゆがめられる可能性もあるのではと考えます。さらに、④見積上、今のままでは、各社は当該リスク(保証リスク)を予備費として計上しなければならず、多大な予備費が必要となり入札金額が高くなり、ひいては発注者が負担しなければならなくなります。⑤「建設工事請負仮契約」第4条5項は甲が乙に保証を要求しない場合があることを定めており、本契約書で株主の連帯責任を必然とする必要はないのではないかと思います。したがって、当該(7)は削除していただけないでしょうか？	基本契約書(案)に示したとおりとします。
108	3	第6条	8		特別目的会社の運営	本項の『本協定の終了に至るまで』との表記は、文脈から考えて『本基本契約の終了に至るまで』という解釈でよろしいでしょうか？	基本契約書(案)を修正します。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	条項名	質問	回答
109	4	第7条	4		特定事業契約	基本契約が解除になれば、特定事業契約の全てが契約解除となり、SPCも解散しSPC株主義務もなくなり、全構成員が本事業から完全撤退となるという理解で良いでしょうか。	本契約の解除で、当然に他契約が解除になるわけではありません。また、基本契約において解除後も効力を持つことが予定されているものについては、その定めによることになります。
110	4	第7条	4		特定事業契約	基本契約が解除となっても特定事業契約の一部を残すことをお考えでしょうか。もし、一部の契約が残るのであれば、契約に直接関係しない株主はSPCから脱退すると同時にSPC株主義務もなくなり、本事業から完全撤退できるとの理解でよろしいでしょうか。 <具体例> 建設請負契約書43条(7)に「基本契約が解除されたことにより建設工事請負契約も解除される」とあります。基本契約が解除され建設請負契約も解除となってしまったが、運営・維持管理契約、セメント化契約が解除されない場合は、設計・建設企業は、SPCから脱退できると同時にSPC株主義務もなくなり、本事業から完全に撤退できる。	本契約の解除で、当然に他契約が解除になるわけではありません。また、基本契約において解除後も効力を持つことが予定されているものについては、その定めによることになります。
111	4	第7条	4	(7)	特定事業契約	契約を解除することができることとなっております。 本基本契約が解除された場合、建設工事請負契約書(案)では、第43条(7)で組合殿に解除権が発生すると理解します。 運営・維持管理業務委託契約書(案)では、第32条(3)で規定される組合殿及びSPCの間で成立した合意解約と理解するのでしょうか。 その際に、本基本契約解除の事由が特別目的会社でなき場合は、入札説明書23頁VII.2.(3)の当事者の責めに帰すことのできない事由に該当し、運営・維持管理業務委託契約書(案)第35条2項規定の違約金支払義務は生じないものと理解して宜しいでしょうか。  【意図】 要は、セメント処理業務委託契約が何等かの事由により解除となった場合、基本契約は解除される可能性もあるが、その場合にはSPCに責任はない上で、運営維持管理契約が解除されるものであることを確認したい。 また、入札説明書P23 VII.2.(3)の当事者の責めに帰すことのできない事由により事業継続が困難となった場合に該当するものであることも確認したい。	お見込みのとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	条項名	質問	回答
112	5	第8条	2		設計・建設業務	「解体施設を平成26年[3]月末日までに解体・撤去するものとする」とありますが、入札説明書p2、Ⅱ、3、(3)の事業期間には、「後期の解体工事は平成25年度までに着工すること」とあります。入札説明書を正としてよろしいでしょうか？	竣工は、平成26年度となることを認めます。
113	5	第8条	2		設計・建設業務	『……、解体施設を平成26年[3]月末日までに解体・撤去するものとする。』と記載がありますが、一方で入札説明書2頁3.(3)事業期間の文中には『熱回収施設及びリサイクルセンターの竣工は平成25年度までとし、後期の解体工事は平成25年度までに着工すること。』と記載があります。解体施設の解体・撤去期限は事業者の提案と理解してよろしいでしょうか。	竣工は、平成26年度となることを認めます。
114	5	第8条	2		設計・建設業務	“整備施設を平成26年3月末日までに完成・引渡すとともに、解体施設を平成26年[3]月末日までに解体・撤去するものとする。”とありますが、  ①[ ]内数値は、事業者の提案により変わるものであるという解釈でよろしいでしょうか？(例：平成26年[12]月末日)  ②本条の文脈ですと、解体後の跡地整備工事は、記載の期日には含まれていないとも解することができますが、例えば、解体・撤去を平成26年[12]月末日までとし、平成26年度内に跡地整備工事を含めた「解体工事」を施工するものとして計画しても良いでしょうか？  ③②が不可の場合、具体的に跡地整備工事を含めた「解体工事」の施工期日をお示しください。	竣工は、平成26年度となることを認めます。
115	5	第8条	2		設計・建設業務	「2 別段の合意がある場合を除き、……解体施設を平成26年[3]月末日までに解体・撤去するものとする。」とありますが、この度の再度公告により変更されていることから、下線部を「……解体・撤去工事に着工するものとする。」等に修正願います。	竣工は、平成26年度となることを認めます。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	条項名	質問	回答
116	5	第9条	4		再資源化業務	『セメント処理業務委託契約が解除その他の事由の如何を問わず事業期間の途中で終了する場合、又はそのおそれを組合が合理的に認めて…後継セメント化企業候補者への再資源化業務の引継の検討を書面で打診することができる。…組合は当該打診を組合において検討する期間中、…本基本契約を解除しないものとする。』と記載されているため、打診しない場合は原則本基本契約は解除されるものと理解致します。  【意図】 打診中の解除保留が特例であって、セメント処理業務委託契約が解除された場合、本基本契約も自動的に解除されるものであることを確認したい。	打診がない場合に当然に基本契約が解除になるわけではありません。本項後段は、前段の場合で、一定の要件があれば、本基本契約を、第7条第4項(7)を理由とした解除をしないことを規定しているに過ぎません。
117	5	第9条	4		再資源化業務	セメント化企業を除く事業者が、後継セメント化企業候補者を探索することになっていますが、この様なケースになった場合、スムーズな引継ぎのために、セメント化企業も含めて、後継セメント化企業候補者を探索してもよろしいでしょうか？	セメント化企業を含めることを排除するものではありません。
118	6	第9条	6		再資源化業務	『……、焼却主灰の性状・成分が要求水準書等記載の内容から大幅に逸脱し、事業者提案に示した…申立てを組合に対して行った場合、…専門的な知見を有する者の助言を求めることができること、並びに、その費用の負担が、セメント化企業及びそれ以外の事業者の間で負担されるものと認識し且つ合意する。』と記載がありますが、大幅に逸脱した事由が、例えばごみ質由来の場合等事業者の責に因らない場合は、原因究明の費用に関しても組合殿の負担と理解します。	原因究明に関する費用は原因者を問わず事業者負担となります。
119	6	第9条	6		再資源化業務	第9条6項2行目の“大幅”の文言を削除願います。  “大幅”の範囲が不明確で、セメント化企業にとって過度の不利益となる恐れがあるため。	具体的な内容はSPC側とセメント企業側で決定してください。
120	6	第9条	6		再資源化業務	第9条第6項2行目に“焼却主灰の性状・成分が要求水準書等記載の内容”とあるが、要求水準書には焼却主灰の性状・成分の記載がありません。セメント化企業側が、事業者提案にて焼却灰の性状・成分の受け入れスペック(水準)を規定すると解釈してよろしいでしょうか？	焼却主灰の質については、SPC側の運転により設定された条件を踏まえ、SPC側とセメント企業側で決定し、再資源化業務を履行してください。



No.	ページ	大項目	中項目	小項目	条項名	質問	回答
121	6	第9条	6		再資源化業務	<p>第9条第6項7行目以降条文を下記通りに修正願います。</p> <p>『並びに、その費用(専門的な知見を有するものの手数料その他の報酬を含む。)の負担が、セメント化企業及びそれ以外の事業者の間で負担されるものとするを認識し且つ合意する。』</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>『その費用(専門的な知見を有するものの手数料その他の報酬を含む。)の負担は、起責事業者で負担されるものとするを認識し且つ合意する。』</p> <p>費用負担は、あくまで起責者が責任を追うことが合理的であるため。</p>	基本契約書(案)に示したとおりとします。
122	6	第9条	6		再資源化業務	<p>文中に『セメント化企業及びそれ以外の事業者』との表記がありますが、『それ』とはセメント化企業を指し示すものと理解します。</p>	お見込みのとおりです。
123	6	第9条	7		再資源化業務	<p>運営施設から受け入れる焼却主灰の性状・成分が要求水準書等記載の内容から大幅に逸脱した原因が、ごみ質の変化にある場合などは、第9条7項(3)にいう「建設工事請負契約第17条第1項後段の事由」に該当するという理解でよろしいでしょうか？</p>	該当しません。
124	6	第9条	7		再資源化業務	<p>本項の趣旨は帰責者が特定できない場合を想定しているものではなく、あくまでも帰責者負担を原則に改造費用の負担を明確に求めるものであり、帰責者が特定できない場合は、一方的に事業者に負担を求めるものではなく、貴組合と事業者が費用負担を含め対応方法を協議し、双方合意の上、処置を実施するとの理解でよろしいでしょうか。</p>	帰責者が特定されない場合には第4号に該当します。
125	7	第13条			損害賠償	<p>事業者の貴組合に対する損害賠償義務の連帯責任については、第一義的には、貴組合は帰責者の特定を行い当該帰責者に対して損害賠償の請求を行うものであり、事業者の全部に対し、損害賠償を求償するものではないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。ただし、原因者の特定に対し、一定の手続きを行った上で、原因者が特定できない場合または特定できた場合であってもその原因者に対して責任追及が困難な場合にはこの限りではありません。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	条項名	質問	回答
126	7	第13条			損害賠償	「当該事業者以外の事業者(但し、セメント化企業を除くものとする。以下本条において同じ。)も連帯して責任を負うものとし、…」とありますが、仮にセメント化企業が当該事業者(本基本契約上の義務を履行しない)となったとき、設計企業・建設企業・運営企業への連帯責任も発生しないものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
127	7	第13条			損害賠償	『…。但し、この場合におけるいずれかの事業者の組合に対する賠償義務については、当該事業者以外の事業者(但し、セメント化企業を除くものとする。以下本条において同じ。)も連帯して責任を負うものとし、組合は、事業者の全部に対して、組合が被った損害の全額について賠償請求できるものとする。』と記載がありますが、セメント化企業の組合に対する賠償義務については、セメント化企業を除く事業者は連帯して責任を負う必要が無いと理解致します。	お見込みのとおりです。
128	7	第13条			損害賠償	「…一切を賠償しなければならない。」とあります。しかし、事業者は経験ある請負者であるとしても、かかる大規模工事では、人知のおよばない事由(事業者の責めに帰すべき事由による場合も)が発生するリスクを事前に予見し100%除去することはできません。そのため事業者は、通常見積金額に予備費としてある程度当該リスクを見積りはします。確かに全リスクを見積ると安全かもしれませんが入札価格が高くなり、全入札者が同じ行動を取れば発注者が高い費用を負担することになります。このような二律背反を避けるため、貴組合と事業者がどこまで合理的に当該リスクを分担すべきかが問題になるのではないのでしょうか？ 大規模工事の契約によっては事業者の責任限度額条項が設けられ、例えば事業者の負担する責任(損害賠償額、違約金ほか)の合計は、契約金額の10%を限度とするというように定められ、事例もあります。したがって、リスクの実質的合理的な分担という意味から本条末尾に、「但し、本契約に基づく賠償金、損害金および違約金などの合計は、各契約金額の10分の1を限度とする。ただし、事業者の故意又は重過失による場合はこの限りではない。」と追記していただけないでしょうか？	基本契約書(案)に示したとおりとします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	条項名	質問	回答
129	7	第13条			損害賠償	<p>今回の変更により、セメント化企業は連帯して責任を負うものではなくなりましたが、セメント化企業の組合に対する賠償義務はセメント化企業以外の事業者も連帯して責任を負うものとなっており、本条のような責任に関し、事業者間で条件の差を設けるのは、公平ではないと考えます。</p> <p>本条の但し書きは、「但し、この場合におけるいずれかの事業者（但し、セメント化企業を除くものとする。以下本条において同じ）の組合に対する賠償義務については当該事業者以外の事業者も連帯して責任を負うものとし…」とすべきではないでしょうか？</p>	セメント化企業が組合に対し賠償義務を負った場合は、他の事業者は連帯して責任を負う必要はありません。
130	7	第13条			損害賠償	<p>2行目、但し書きに「いずれかの事業者の組合に対する賠償義務については、当該事業者以外の事業者（但し、セメント化企業を除くものとする。以下本条において同じ。）も連帯して責任を負う」とありますが、セメント化企業が組合に対し賠償義務を負った場合は、他の事業者は連帯して責任を負う必要は無いと理解してよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。

◆建設工事請負仮契約書(案)に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	条項名	質問	回答
131	1					「ただし、別枠速見地域市町村圏事務組合議会の議決をえられなかったことにより請負者に損失が生じても、発注者は一切の責を負わない」とありますが、「否決される合理的理由がない場合は、この限りではない」と解釈してよろしいでしょうか？	本規定は例外を予定していません。
132	1	3			工期	工事期限について明示頂きたく。 (解体工事終了時とし、事業者提案と考えてよろしいのでしょうか。)	後期の解体工事の竣工は、平成26年度となることを認めます。
133	4	第1条	1		総則	第1条1項において、発注者及び請負者は、本基本契約に基づき、要求水準書等、入札説明書及び質問回答書に従い、本契約を履行しなければならないとありますが、契約関係書類相互間で矛盾又は齟齬がある場合の解釈の適用順序に、入札説明書及び質問回答書が含まれていません。万一、入札説明書及び質問回答書と契約書、その他書類間で矛盾又は齟齬があった場合に、入札説明書及び質問回答書は、どのように適用されるのでしょうか？	契約書が優先します。
134	4	第1条	4		総則	甲と乙の双方に秘密保持義務を負うようにしていただけないでしょうか？	建設工事請負仮契約書(案)に示したとおりとします。基本契約により手当てされていることにご留意ください。
135	4	第3条	2	(6)	実施設計図書	協力技術者の条件についてご教示頂きたく。	特に条件はありません。主任技術者以外の技術者を想定しています。
136	4	第8条	6		権利義務の譲渡等	本項に基づき乙が甲の改変行為についての同意はしたものの、改変内容についての技術的同意をしていない場合で、その改変に起因する要求水準の未達が生じた場合、乙はその未達について責任を負わないという解釈でよろしいでしょうか？	本規定は著作権に関する規定です。なお、本規定が予定している甲の工事目的物の改変の結果について乙が責任を負う事はありません。
137	12	第15条	10		支給材料及び支給品	「乙は、…甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない」とあります。しかし、実務上スムーズにかかる返還を行うため、実際に現場にいる当事者の協議で決める余地もあってもいいのではないかと存じます。したがって、10項文末に、「ただし、甲乙協議により「現状有り姿」を含む別段の合意がなされた場合はこの限りではない」と追記していただけないでしょうか？	建設工事請負仮契約書(案)に示したとおりとします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	条項名	質問	回答
138	14	第17条	4		仕様不適合の場合の改善義務及び破壊検査等	「前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は乙の負担とする」とあります。このような検査には破壊検査も含まれ、しかも甲または監督員に「必要があると認められるとき」とあります。実際には、それが技術的かつ合理的な根拠がなく行われることはないはずですが、4項末尾に「ただし、甲または監督員の請求により上記の検査が行われたが2項または3項の違反がないことが判明した場合、甲は本条第1項に基づきその費用を負担するものとする」と追記していただけないでしょうか？	建設工事請負仮契約書(案)に示したとおりとします。
139	16	第22条			甲の請求による工期の短縮等	「お金を払えば一方的に貴組合が工期短縮できる」ようにもとれますが、当然23条の規定により「請負者との協議を行ない、現実的に可能な場合にのみ工期短縮を行う」との理解でよろしいでしょうか。	甲は、乙に対し、客観的に現実不可能な工期変更を請求するものではありません。
140	16	第24条	1	(2)		「ウ その他の前(1)号所定の事由以外の事由(但し、不可抗力又は法令変更を除くものとする)」とあります。具体的にはどのようなものを想定しているのでしょうか？	ア、イを補完するものです。具体的な想定はありません。
141	20	第31条	1		完成の通知、検査及び引渡し	「乙は、工事を完成したときは、…通知しなければならない」とあります。他方、第36条には「機械的完成」とあります。しかし、本条は「工事が完成したとき」とだけ表現され第36条との関係が不明です。したがって、ここでは実務に照らして、「完成」の定義が必要ではないでしょうか？	本条に規定する完成は、組合への引渡しが可能な状態です。第36条に規定する機械的完成は、試運転が可能な状態です。
142	20	第31条 第32条			完成の通知、検査及び引渡し 請負代金の支払	平成25年度に着手を求められております後期の解体工事についての支払条件についてご教示下さい。(平成25年度着手分を平成25年度出来高とし、平成26年度分は平成26年度出来高として支払られると理解してよろしいでしょうか。)	後期の解体工事の竣工は、平成26年度となることを認めます。その場合も、各年度の支払いは出来形に応じて支払います。
143	22	第35条			部分引渡	熱回収施設及びリサイクルセンターは平成25年度末までに本条を適用し、組合殿へ引き渡すものと理解します。また第38条、第39条で規定される保証やかし担保については各施設の引渡し時点を起点とするものと理解致します。	お見込みのとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	条項名	質問	回答
144	23	第40条			損害の範囲	<p>「乙の前条によるかし担保責任は、... 甲が被った全ての損害の賠償を含むものとする。」とあります。しかし、前述(基本仮契約書第13条に関する質問)のとおり、事業者は経験ある請負者であるとしても、かかる大規模工事では人知のおよばない事由(事業者の責めに帰すべき事由による場合も)が発生するリスクを事前に予見し100%除去することはできません。そのため事業者は、通常見積金額に予備費としてある程度当該リスクを見積りはします。確かに全リスクを見積ると安全かもしれないませんが、入札価格が高くなり、全入札者が同じ行動を取れば発注者が高い費用を負担することになります。このような二律背反を避けるため甲と乙がどこまで合理的に当該リスクを分担すべきかが問題になるのではないのでしょうか？ 大規模工事の契約によっては事業者の責任限度額条項が設けられ、例えば事業者の負担する責任(損害賠償額、違約金ほか)の合計は契約金額の10%を限度とするというように定められ、事例もあります。</p> <p>したがってリスクの実質的合理的な分担という意味から本条末尾に、「但し、本契約に基づく賠償金、損害金および違約金などの合計は、各契約金額の10分の1を限度とする。ただし、乙の故意又は重過失による場合はこの限りではない」と追記していただけないのでしょうか？</p>	建設工事請負仮契約書(案)に示したとおりとします。
145	24	第41条 第42条	2	(2)	履行遅滞の場合における損害等 甲の解除権／乙の債務不履行	<p>例えば、同一事由により工期が遅延し、かつ、契約解除の場合は、遅延損害金その他発生している損害賠償金を負担する限りにおいて、二重に契約解除に伴う違約金の支払を課されることはないという解釈でよろしいのでしょうか？</p>	お見込みのとおりです。
146	24	第42条	1	(4)	甲の解除権／乙の債務不履行	<p>乙が契約違反事項の是正を行えるよう、契約解除の催告期間を設けていただけないのでしょうか？</p>	特に設けません。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	条項名	質問	回答
147	25 26	第43条 第47条	1 1	(7)	甲の解除権/乙の不正行為  不正行為に伴う損害の賠償	乙の不正行為に伴う損害の賠償の規定として、第47条に「乙は、本契約に関して第43条第1項各号のいずれかに該当するときは、請負代金額の10分の2に相当する金額を賠償金として…」とあります。第43条の(1)から(6)には乙の不正行為に関する規定がなされていますが、(7)は「本基本契約が解除されたとき」とあります。本基本契約が解除される場合として、事業契約が解除された場合(基本仮契約書第7条第4項(7))が規定されています。 例えば運営・維持管理業務委託仮契約書(案)第37条に基づき、不可抗力や法令変更などに起因して運営・維持管理業務委託契約が解除され、本基本契約が解除される場合があります。この場合、不可抗力や法令変更といった乙の不正行為によらない事由に起因しているにもかかわらず、建設工事請負代金額の10分の2を賠償金として乙は支払うこととなり、不整合を生じます。 建設工事請負仮契約書(案)の第43条第1項(7)は、「(7)本基本契約第7条第4項(1)号から(6)号の事由により本基本契約が解除されたとき。」としてはいかがでしょうか？	第7号による解除を除きます。
148	26	第46条			解除に伴う措置	組合と請負者の適切なリスク分担を行うという本来の事業趣旨から考え、甲の責任に因る第44条及び第45条に基づく契約解除において発生した、工事の出来形部分等の検査又は復旧に直接要する費用は、甲にて負担していただけるという解釈でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
149	26	第46条	2		解除に伴う措置	「前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする」とあります。しかし、1項に基づく、このような検査には破壊検査も含まれるとともに、甲または監督員は「必要があると認められるとき...破壊し検査することができる」とあります。実際には、それが技術的かつ合理的な根拠がなく行われることはないはずですが、本項末尾に「ただし、甲または監督員の請求により上記の検査が行われたが第2項または第3項の違反がないことが判明した場合、甲は本条第1項に基づきその費用を負担するものとする」と追記していただけないでしょうか？	建設工事請負仮契約書(案)に示したとおりとします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	条項名	質問	回答
150	26	第46条	4		解除に伴う措置	<p>「(乙は)この場合において、…代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない」とあります。しかし、實際上、実務上このように長く使用した後に、乙の故意過失を容易に立証できるものではないと考えます。結局は、實際上、意見の対立が生まれるか、支給者である甲の要求どおりにするしかない可能性があります。つまりこのような規定は実務を無視しては、絵に描いた餅になるおそれがあります。当事者の現場の事情を無視した一義的・画一的な対応ではなく、実際に、協議で臨機応変な具体的・個別的な対応を、その都度決めていくのが合理的で妥当ではないでしょうか？</p> <p>したがって、そのような実務に即した処理の仕方も加え、本項「この場合」以下の文言を、「この場合において、当該支給材料が乙の故意又は過失により滅失又は損傷したときは、甲乙協議の上、現状有り姿で返還するか、代品を納め、若しくは…損害を賠償しなければならない」と修正していただけないでしょうか？</p>	建設工事請負仮契約書(案)に示したとおりとします。



◆運営・維持管理業務委託仮契約書(案)に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	条項名	質問	回答
151						「ただし、別枠速見地域市町村圏事務組合議会の議決をえられなかったことにより受託者に損失が生じて、委託者は一切の責を負わない」とありますが、「否決される合理的理由がない場合は、この限りではない」と解釈してよろしいでしょうか？	本規定は例外を予定していません。
152	4	第9条			緊急時の対応	乙は、(誰の責任によるか関係なく生じた)緊急時の必要な措置に係る費用を負担しなければなりません。要求水準書等に定められる緊急事態の内容と照らして、乙が当該費用を負担することが合理的ではない場合は、甲が負担することが、適切にリスク分担と考えます。 また甲は、緊急事態の改善又は復旧が困難であると合理的に判断した場合、この契約を解除できることになっていますので、このような条件は取り下げただけではないでしょうか？	運営・維持管理業務委託仮契約書(案)に示したとおりとします。
153	4	第9条			緊急時の対応	本条で記載のある『要求水準書等に定める緊急事態』とはどのような事態を想定されているのかご教示ください。	災害や事故等を想定しておりますが、具体的な内容についてはマニュアル作成時に協議します。
154	4	第10条			秘密保持及び個人情報の管理	乙のみならず、甲にも乙同様に、本条規定の秘密保持などを負うようにしていただけないでしょうか？	運営・維持管理業務委託仮契約書(案)に示したとおりとします。基本契約により手当てされていることにご留意ください。
155	6	第15条	2		甲による業務遂行状況のモニタリング	「甲は、…随時、運営施設へ立ち入るなど必要な行為を行うことができる。」とあります。しかし、乙は、委託業務を成功裡に、かつ甲の満足行くように履行すべく、運営施設を管理する責任があります。この規定のように随時に甲の立ち入り権が無条件に定められると、乙の運営業務に支障をきたすような立ち入りがなされる可能性もなきにしもあらずではないでしょうか？ これでは、乙の委託業務の履行に無用な混乱や支障が生じないとも限りません。特にスケジュール面や安全面に関しては乙が運営施設の管理上の第一義的責任を有していることに鑑み、合理的な条件(安全面、時間帯、日程など)を付すことができるのではないのでしょうか？ したがって、本項末文に「但し、乙は、かかる甲の立ち入り際には、合理的な条件を付すことができるものとする」と追記していただけないでしょうか？	運営・維持管理業務委託仮契約書(案)に示したとおりとします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	条項名	質問	回答
156	8	第25条			損害賠償等	<p>「乙は、故意又は過失により運営施設を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた甲の損害の一切を甲に賠償しなければならない」とあります。</p> <p>しかし、乙は経験ある請負者であるとしても、人知のおよばない事由(乙の責めに帰すべき事由による場合も)も発生するリスクは、事前に予見して100%ぬぐうことは難しいものです。</p> <p>入札者は、通常見積金額に予備費として当該リスクを見積もります。ただ全リスクを見積に見込むと安全ではありますが入札価格が高くなり(全入札者が同じ行動を取れば)、発注者が高い費用を負担することになります。当該リスクをどこまで見込むかについては、甲と乙双方が合理的で実質的に妥当な限度でリスク分担すべきとも言えます。すなわち、かかる観点から、当該大規模工事の契約では乙の責任限度額の条項が設けられ、例えば乙の負担する損害賠償額等の合計は契約金額のうち運營業務相当額の10%を限度とするというように定められ、事例もあります。</p> <p>したがって、かかる観点から本条でも末尾に、「但し、本契約に基づく賠償金、違約金等の合計は、契約金額の10分の1を限度とする。ただし、乙に故意又は重過失による場合はこの限りではない」と追記していただけないでしょうか？</p>	運営・維持管理業務委託仮契約書(案)に示したとおりとします。
157	10	第34条	2		原状回復義務	2項に基づく運営施設の明け渡し条件については、貴組合とSPCの協議により決定してもらえないでしょうか？	運営・維持管理業務委託仮契約書(案)に示したとおりとします。
158	10	第35条	1	(6)	甲の解除権	「本基本契約第14条の適用があるとき」とは具体的にはどのようなものでしょうか？	「本基本契約が解除されたとき」に修正します。
159	10	第35条	2		甲の解除権	第32条1項3号は、貴組合とSPC間の合意解約のことで、この場合にまで、SPCが第35条2項にいう違約金の支払義務を負うことは、合理的ではなく、適切なリスク分担とは言い難いと考えます。したがって『又は乙の責めに帰すべき第32条第1項第3号に基づく契約終了の場合』の部分削除していただけないでしょうか？	運営・維持管理業務委託仮契約書(案)に示したとおりとします。
160	11	第39条	2		協議会の設置	甲と乙は協議のうえ、本業務を円滑に遂行するための情報交換や業務の調整を図る協議会に、関連する企業、団体、外部有識者を参加させることができますが、もし、貴組合とSPC各々の秘密情報が、それらの者に開示される場合が考えられるのであれば、それらの者にも秘密保持義務を課し、その上で参加させるようにしていただけないでしょうか？	本条の予定する協議によります。

◆セメント処理業務委託仮契約書(案)に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	条項名	質問	回答
161						<p>第28条から第30条の不可抗力事項明確化のため、下記条文(案)の追加検討をお願いしたい。</p> <p>第〇〇条(焼却灰の受け入れ量の制限等)  “天災、セメント資源化処理施設の定期修理・故障、その他やむをえない事由があるときは、一時的に焼却灰の受け入れを停止することができる。この場合には、速やかに他の当事者にその報告及び理由を説明するものとし、乙が受け入れを長期間中止する場合には、乙の他のセメント原料化処理施設にて処理を行う等、甲における影響が最小限になるよう努力する。”</p>	セメント処理業務委託仮契約書(案)に示したとおりとします。
162	3	第9条			セメントの取扱い	<p>【要望事項】  条文を削除願います  (1)セメントは、その品質にかかわらず、乙が全量を引取り、有効活用する。</p> <p>【理由】  焼却灰のセメント化によって発生する生成物(セメント)は、全量セメント化企業の所有物であり、現状とそぐわないため</p>	セメント処理業務委託仮契約書(案)に示したとおりとします。
163	5	第20条			有効利用対価の領収	<p>条文を削除願います。</p> <p>貴組合から排出される焼却灰の数量は、セメント原材料のごく一部(0.1%程度)に過ぎず、セメントの販売に関しても国内外に多岐に渡っているため、貴組合の焼却灰が実際に含まれているセメント及びその販売先を特定するのは不可能であるから。</p>	セメント処理業務委託仮契約書(案)に示したとおりとします。
164	5	第21条			領収書の交付	<p>条文を削除願います。</p> <p>貴組合から排出される焼却灰の数量は、セメント原材料のごく一部(0.1%程度)に過ぎず、また、セメントの販売に関しても国内外に多岐に渡っているため、貴組合の焼却灰が実際に含まれているセメント及びその販売先を特定するのは不可能であるから。</p>	セメント処理業務委託仮契約書(案)に示したとおりとします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	条項名	質問	回答
165	5	第22条			帳簿の整備	<p>条文を削除願います。</p> <p>貴組合から排出される焼却灰の数量は、セメント原材料のごく一部(0.1%程度)に過ぎず、また、セメントの販売に関しても国内外に多岐に渡っているため、貴組合の焼却灰が実際に含まれているセメント及びその販売先を特定するのは不可能であるから。</p>	セメント処理業務委託仮契約書(案)に示したとおりとします。
166	5	第23条			収受状況の報告	<p>条文を削除願います。</p> <p>貴組合から排出される焼却灰の数量は、セメント原材料のごく一部(0.1%程度)に過ぎず、セメントの販売に関しても国内外に多岐に渡っているため、貴組合の焼却灰が実際に含まれているセメント及びその販売先を特定するのは不可能であるから。</p>	組合から発生する焼却灰の全量が有効活用できていると確認できる書類を提出いただければ、領収書、帳簿等の提出はなくてもかまいません。
167	5	第24条			販売代金の変更	<p>条文を削除願います。</p> <p>貴組合から排出される焼却灰の数量は、セメント原材料のごく一部(0.1%程度)に過ぎず、セメントの販売に関しても国内外に多岐に渡っているため、貴組合の焼却灰が実際に含まれているセメント及びその販売先を特定するのは不可能であるから。</p>	第24条を削除します。
168	6	第27条			焼却主灰の性状・成分の変動	<p>第27条1行目に“焼却主灰の性状・成分が要求水準書等記載の内容”とあるが、要求水準書には焼却主灰の性状・成分の記載がありません。セメント化企業側が、事業者提案にて焼却灰の性状・成分の受け入れスペック(水準)を規定すると解釈してよろしいでしょうか？</p>	焼却主灰の質については、SPC側の運転により設定された条件を踏まえ、SPC側とセメント企業側で決定し、再資源化業務を履行してください。
169	6	第27条			焼却主灰の性状・成分の変動	<p>2行目にある“大幅”の文言を削除願います。</p> <p>“大幅”の範囲が不明確であり、セメント化企業にとって過度の不利益となる恐れがあるため。</p>	セメント処理業務委託仮契約書(案)に示したとおりとします。具体的な内容はSPC側とセメント企業側で決定してください。

◆その他書類に対する質問への回答

No.	ページ	資料名	質問	回答
170	-	全般	<p>本入札公告においては、質問の機会が1回と限られておりますので、可能な範囲で具体的かつ、組合殿のご意図が分かるようなご回答を頂戴致したく何卒宜しくお願い申し上げます。                      (『要求水準書の通り』等のご回答の場合は組合殿の意図をご説明賜る等の配慮をお願い申し上げます。)</p>	ご意見として承ります。